

萩市奨学金返還支援補助金交付要綱

令和4年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が対象とする奨学金の返還を支援することにより、安心して教育を受けることのできる環境をつくとともに、本市への若者の定住の促進を図るため、予算の範囲内において、奨学金の返還に要する経費の一部を補助する萩市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、大学・高校等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、高等学校（本科別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）及び特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）並びに国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校をいう。

(補助金の交付対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第一種及び第二種の奨学金
- (2) 公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸与する奨学金

(事前登録者の認定)

第4条 萩市に定住する意思があり、補助金の交付を受けようとする者は、大学・高校等の在学期間中に、補助金の交付申請の候補者（以下「事前登録者」という。）としての認定を受けなければならない。

2 事前登録者の認定を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、萩市奨学金返還支援補助金事前登録者認定申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 在学証明書又はこれに類する書類
- (2) 補助対象奨学金の貸与証明書又はこれに類する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、当該申請をした者を事前登録者として認定するものとする。

4 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を萩市奨学金返還支援補助金事前登録者認定通知書（別記様式第2号）により第2項の申請をした者に通知する

ものとする。

- 5 市長は、第3項の調査及び審査により、事前登録者に認定することが適当でないと認めるときは、その旨を萩市奨学金返還支援補助金事前登録者不認定通知書（別記様式第3号）により第2項の申請をした者に通知するものとする。
（非該当の届出）

第5条 事前登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を萩市奨学金返還支援補助金事前登録者非該当届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 大学・高校等を卒業、又は修了することができなかつたとき。
- (2) 補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (3) 大学・高校等を卒業、又は修了後、3か月以内に萩市内に住所を有することができなくなつたとき。
- (4) 補助対象奨学金の返還について、他の補助制度の適用を受けることとなつたとき。
- (5) 国家公務員法に規定する国家公務員又は地方公務員法に規定する地方公務員（以下「公務員」という。）となつたとき。
- (6) 補助金の申請を行わないとき。

（事前登録者の認定の取消し）

第6条 市長は、前条の規定による届出があつたとき、又は事前登録者が前条各号のいずれかに該当していることが判明したときは、第4条第1項の認定を取り消し、その旨を萩市奨学金返還支援補助金事前登録者認定取消通知書（別記様式第5号）により当該認定を取り消された者に通知するものとする。

（交付対象者）

第7条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事前登録者の認定を受けた者
- (2) 大学・高校等を卒業、又は修了し、市内に住所を有する者
- (3) 補助対象奨学金の返還を滞納していない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 補助対象奨学金の返還について、他の補助制度の適用を受けていない者
- (6) 本人又はその者と現に同居し、若しくは扶養する親族が暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等の反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等）でないこと。
- (7) 本人が公務員でないこと。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、交付対象者1人につき当該交付対象者が貸与又は貸付

を受けた補助対象奨学金の返還額の2分の1以内の額とし、1年につき8万9千円を上限とする。

(補助対象期間)

第9条 補助金は、交付対象者が萩市に住所を有し、かつ補助対象奨学金の返還を開始した日が属する月（以下「交付基準月」という。）から起算して、60月分を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第10条 事前登録者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期間に、萩市奨学金返還支援補助金交付申請書（別記様式第6号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（申請日から過去1月以内に発行されたもの）
- (2) 補助対象奨学金の返還証明書又はこれに類する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請をする者は、申請日において交付基準月から引き続き萩市に住所を有するものでなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を萩市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 交付対象者は、前条の規定による通知があったときは、萩市奨学金返還支援補助金交付請求書（別記様式第8号）により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(状況報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、居住の実態若しくは補助対象奨学金の返還の状況について報告を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告及び調査を拒んではならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この要綱中第10条の規定による交付申請は、令和4年度以後に大学・高校等の卒業を予定している者に適用する。